

令和5年度答申第18号
令和5年7月19日

諮問番号 令和5年度諮問第6号（令和5年6月6日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に雇用されていた労働者の業務上の死亡事故について遺族補償一時金及び葬祭料が支給されたところ、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、当該死亡事故は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に該当するとして、同項の規定に基づき、当該支給に要した費用に相当する金額の一部を審査請求人から徴収する決定（以下「本件決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- （1）労災保険法31条1項3号は、政府は、事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故について保険給付を行ったときは、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主か

ら徴収することができる」と規定する。

(2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）

21条2項は、事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならないと規定し、安衛法27条1項は、上記の規定により事業者が講ずべき措置は厚生労働省令で定める旨規定する。

これを受けて、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）533条は、事業者は、労働者に作業中又は通行の際に転落することにより火傷、窒息等の危険を及ぼすおそれのある煮沸槽、ホッパー、ピット等があるときは、当該危険を防止するため、必要な箇所に高さが75cm以上の丈夫なさく等を設けなければならないと規定し、ただし、労働者に要求性能墜落制止用器具（墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具をいう。）を使用させる等転落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでないと規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、ガラス製品の委託加工業等を目的とする株式会社である。審査請求人は、B社（以下「本件会社」という。）が有するC事業場（以下「本件事業場」という。）において構内下請事業を行っており、D（以下「本件被災者」という。）は、本件事業場でガラス原料の調合投入作業等の業務に従事する従業員であった。

（履歴事項全部証明書、災害調査復命書）

(2) 本件被災者は、令和2年5月7日、本件事業場で、炭酸リチウム投入作業を行っていたところ、床面から内容物の上面までの深さ約232cmの炭酸リチウムサイロ（以下「本件サイロ」という。）内において、炭酸リチウムに埋もれた状態で発見され、その後窒息による死亡が確認された（以下「本件災害」という。）。本件サイロ内において本件被災者が発見された位置は、本件サイロに設置されたマンホール（以下「本件マンホール」という。）のほぼ直下であり、本件マンホールの蓋は開放されていた。

（災害調査復命書）

(3) 本件被災者の父は、令和2年6月12日及び同年9月18日、E労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）に対し、葬祭料及び遺族補

償一時金の支給に係る請求をした。

本件労基署長は、令和2年9月29日付けで、本件災害は業務上の事由によるものであるとして、本件被災者の父に対し、遺族補償一時金740万7000円及び葬祭料53万7210円の支給を決定した。

(遺族補償一時金支給請求書、葬祭料請求書、各支払決議書)

- (4) 審査請求人は、令和2年11月30日付けで、安衛法119条1号、122条、21条2項及び安衛則533条違反により略式起訴され、F簡易裁判所は、同年12月3日付けで、罰金30万円の略式命令（以下「本件略式命令」という。）をした。

(起訴状、略式命令謄本)

- (5) 処分庁は、令和3年11月26日付けで、審査請求人は労災保険法31条1項3号の規定に該当すると認められるとして、同条の規定に基づき、審査請求人から本件災害についての保険給付に要した費用に相当する金額の一部である238万3263円を徴収する旨の決定（本件決定）をした。徴収金額の内訳は、遺族補償一時金分222万2100円、葬祭料分16万1163円である。

(労働者災害補償保険法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書)

- (6) 審査請求人は、令和4年2月28日、本件決定を不服として審査請求をした。

(審査請求書)

- (7) 審査庁は、令和5年6月6日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 処分庁は、本件略式命令により認定された「罪となるべき事実」（起訴状記載の公訴事実の引用）に基づいて、本件災害は審査請求人の重大な過失により発生したと認定したものであると思われるが、起訴状記載の公訴事実は、事実関係の誤りと審査請求人において講じなければならない安全措置の内容等に関する判断の誤りがある。審査請求人は、本件災害により従業員の尊い命が失われたことによる雇用主としての責任を厳粛に受け止めて、本件略式命令に対して正式裁判の請求をしないで罰金刑に服した。しかし、本件略式命令により確定したのは、罰金刑という刑罰であって、公訴事実記載の事実関係やその事実等に基づく審査請求人の過失の有無又は過失の

程度が確定したものではない。したがって、本件災害の発生状況等の事実関係と審査請求人の過失の有無、程度は、改めて検討されなければならない。

(2) 弁明書では、落下転落の危険がある本件マンホールについて、①本件マンホールの周囲に柵がないこと、②墜落制止用器具を取り付ける措置が講じられていなかったこと、③墜落防止対策に係る必要な指導を行っていなかったこと、が重大な過失に当たると主張されていると解されることから、これらについて順次反論する。

ア 本件マンホールの周囲に柵がないこと (①)

本件マンホールのある作業場床面における通常の作業は、ガラス原料を投入口から投入することであるが、投入口と本件マンホールは近接しているので、本件マンホールの周囲に柵を設けると、通常の作業に支障を来す。

イ 墜落制止用器具を取り付ける措置が講じられていなかったこと (②)

当該器具として考えられるのは転落防止用ネットであり、これを取り付ける方法による転落防止措置を講じなかったことは、審査請求人としても一定の過失がある。しかし、本件マンホールの内径は44cmであり、身体全体が本件サイロ内に落下する危険性はかなり低いこと、本件マンホールの蓋を開けて本件サイロ内の炭酸リチウムの状況を確認し、炭酸リチウムを鉄の棒で突き崩す作業（以下「本件作業」という。）中は、作業員の注意の対象は本件マンホールの中に向けられていることに加え、本件作業は本件会社が行っていた作業方法を踏襲したことから、転落防止用ネットの取付けの必要性を認識するに至らなかった。したがって、審査請求人に「重大な過失」があったとまではいえない。なお、本件会社と審査請求人の取引関係の実態は作業員の派遣契約であり、本件作業は審査請求人が引き受けるまでは、長年本件会社の従業員が行っていたが、事故なく行われていた。

ウ 墜落防止対策に係る必要な指導を行っていなかったこと (③)

当該指導とは、本件マンホールの蓋を開けて行う作業の手順として、本件マンホールの蓋を開ける前に要求性能墜落制止用器具を作業場床面の端にある柵に取り付けて作業を行い、蓋を閉めるまで同器具を取り外さないように指導することと解される。しかし、本件マンホールからの身体全体の落下は、予測性はそれほど高くはなく、審査請求人は本件マンホールの蓋を開けて行う作業を終了したときは蓋を閉めることを作業場の基本ルー

ルとして従業員に遵守させていた。よって、審査請求人に「重大な過失」があるとはいえない。

(3) 本件災害の態様等については、いくつかの一般的可能性が考えられるところ、具体的な事故状況を特定するだけの証拠がない。

ア 本件被災者は、頭部（上半身）から本件サイロ内に転落したものと認められず、立位の姿勢で、両足、脚部、臀部、胸部、両肩、頭部の順に本件マンホール開口部を通過したものと認められる。上半身から落下すればつくはずの頭部等の傷は認められない。また、立位のまま落下するには、本件マンホールの内径44cmの円内に直立の姿勢で立っている状態のときに突然蓋が外れた場合でなければならないが、そのようなことはあり得ない。

イ 本件マンホールの蓋が外れた状態で何らかの作業中に落下した可能性も考えられるが、通常の作業では、蓋の外れた開口部に片足を踏み外すことはあり得るものの、両足を同時に踏み入れることはなく、通常の作業以外の作業中の事故もあり得る。

ウ 本件被災者が両足から順に両肩まで本件マンホールの蓋の外れた開口部を通過したところで本件サイロ内に落下した可能性も考えられる。通常本件サイロ内に入ってする作業はなく、あるとすれば誤って落とした物品を拾い上げるために入ることが考えられるが、その場合にはまず調合オペレーターに相談することになっている。

(4) 本件災害発見時における本件サイロ内の炭酸リチウムの状況や、鉄の棒は本件事業場の所定場所に置かれていたことから、本件被災者は落下時に本件作業をしていたのではないと推認できる。本件被災者は立位の姿勢で本件サイロ内に落下していることも、本件作業中の落下事故ではないことを裏付ける。むしろ、本件被災者は、本件作業をした後に、本件マンホールの蓋を閉めないまま、「マンホールの蓋を開けて行う作業のほかの作業」中に本件災害が発生したと考えられる。

(5) 本件マンホールの蓋は、蓋を開けて行う作業が終了したら閉めることが基本原則であり、これは他の作業にも遵守されていた。本件被災者が本件サイロ内に入ろうとした場合は無論のこと、本件事業場床面において、本件マンホールの蓋を開けて行う作業以外の何らの作業中に本件マンホールの蓋の開いたところから本件サイロ内に落下した場合であっても、本件被災者にも一定の過失があるというべきである。よって、本件災害の発生

- について、審査請求人に重大な過失があるとまでは認めることはできない。
- (6) 審査請求人の代表者は、本件災害の2か月前から投入口を変更したので、そこで初めて「マンホールを開けるという行為・・・不安全行動」を行うようになって今回の重大災害に波及したという内容の供述をしており、これが、処分庁による審査請求人の重大な過失の認定の根拠になったものと考えられるが、事実関係は全く異なる。本件マンホールの蓋を開けて行う作業は、長年、本件会社及び審査請求人の従業員が行ってきたものである。
- (7) 以上のことから、本件災害の発生に審査請求人の重大な過失はなく、本件決定は本件災害に関する審査請求人の過失の有無と過失の程度の実事認定の誤りによるものであるから、取り消されるべきである。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 本件災害が、事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害であると認められるか否かが争点である。
- 2 「労働者災害補償保険法第25条（事業主からの費用徴収）の規定の取扱いについて」（昭和47年9月30日付け基発第643号労働省労働基準局長通達。以下「局長通達」という。）は、労災保険法25条1項2号（現在の31条1項3号）に基づく徴収金は、「法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき」（記の2の（1）のイ）に徴収すると規定する。また、「労働者災害補償保険法第31条第1項第3号に基づく費用徴収の適正な取扱いについて」（平成24年3月29日付け基労補発0329第2号厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長通達）は、局長通達の2の（1）のイに定める「当該規定に明白に違反した」とは、送検事例のすべてが該当となるものではなく、送検事例のうち、何ら防止措置を講じていなかったと認められる場合に費用徴収すべき事案に該当するものであり、不十分であっても事故の防止に寄与しうる一定の措置を講じていたと認められるときには該当しないとする（記の1）。
- 3 審査請求人は、本件マンホールの内径は44cmであり、身体全体が本件サイロ内に落下する危険性はかなり低く、本件マンホールの蓋を開けて行う作業も、身体全体の落下について予測性はそれほど高くない旨を主張する。しかし、一般に、開口部の幅が30cm以上ある場合、墜落により労働者に危険を及ぼす可能性が高いとされ、安衛則563条1項3号は、解釈として建物躯体側と足場作業床とのすき間を30cm以下とすることを求めている

ほか、足場先行工法に関するガイドラインでも「建築物と足場の作業床との間隔は30cm以下とすること。」と明示している。本件マンホールの内径は44cmと、30cmの約1.5倍の幅があり、人が墜落するのに十分な大きさであるといえる。開口部の大きさからみて、本件マンホールからの墜落は、十分に予測可能性があったものと認められる。

- 4 審査請求人は、本件マンホール周辺に必要な転落防止措置を講じなかったことについて、重大な過失があったとまではいえないこと、また本件災害の発生には、本件被災者にも一定の過失があるというべきであり、審査請求人に重大な過失があるとまでは認めることはできない旨主張するが、事業者においては、法令上の直接的かつ具体的な措置として、労働者が墜落するおそれのある場所等に係る危険を防止するための必要な措置を講じなければならぬと義務付けられているところ、本件被災者は、通常の作業として、本件作業を行っていたのであるから、審査請求人は、落下転落の危険がある本件マンホールについて、その周囲に、法令に規定されている柵等の設置又は労働者に墜落制止用器具を取り付ける等の措置を講じなければならぬにもかかわらず、これを行っていなかったことが認められる。また、審査請求人は、定期的な安全教育を実施していたことは認められるが、墜落防止対策に係る必要な指導を行っていたことまでは確認できない。
- 5 本件災害は審査請求人の安衛法21条2項及び安衛則533条違反を直接の原因として発生したものであるが、審査請求人は、これらが規定する措置を何ら行っていないことに加えて、本件災害の防止に寄与し得る一定の措置も講じられていなかったことが認められる。
- 6 以上より、審査請求人は、法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されているにもかかわらず、当該規定に明白に違反したため、本件災害を発生させたと認められることから、本件災害は「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害」であり、労災保険法31条1項3号に基づき、審査請求人から費用徴収を行った本件決定は妥当であり、本件審査請求は理由がないため棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、上記3を除きおおむね審査庁の判断と同旨である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和5年6月6日、審査庁から諮問を受け、同月29日及び同年7月13日の計2回、調査審議をした。

また、審査請求人から、令和5年6月21日、主張書面及び資料の提出を受

け、審査庁から、同日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求の受付（令和4年2月28日）から本件諮問（令和5年6月6日）までに1年3か月以上の期間を要しているところ、特に、①本件審査請求の受付から審理員の指名（令和4年4月22日付け）までに2か月近く、②反論書の受付（令和4年7月6日）から審理員意見書の提出（令和5年3月14日付け）までに8か月以上、③審理員意見書の提出から本件諮問までに3か月近くを費やしている。しかし、①は審査庁には専ら審理手続を担う部署があるから審理員の選定に時間を要するとは考えられないし、②では何らかの調査が行われた形跡、③では特段期間を要する調査が行われた形跡はうかがわれないから、このような期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（1条1項）を踏まえ、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

(2) 上記（1）で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件決定の違法性又は不当性について

本件では、本件災害が審査請求人の故意又は重大な過失により生じたものであるかが問題となっていることから、以下、この点について検討する。

(1) 次のアからオまでの事実は、審査関係人に争いがなく、関係資料により認められるものである。

ア 本件被災者は、本件災害時、炭酸リチウムを本件サイロの投入口に投入する作業及び本件作業を行っていた。

(災害調査復命書)

イ 本件災害を直接目撃した者はいないため、本件被災者が炭酸リチウム内に埋もれた直接の原因は特定されていない。

(刑事事件記録中の供述調書（令和2年5月25日）)

ウ 本件マンホールの内径は44cmであり、また、墜落危険を防止するための丈夫な柵等の設置及び転落防止ネットの設置はなされていなかった。また、本件被災者は、本件災害時に要求性能墜落制止用器具を使用していなかった。

(災害調査復命書添付の写真番号3及び8、刑事事件記録中の供述調書
(令和2年5月25日))

エ 本件事業場において、本件マンホールの蓋を開放した際の作業において、要求性能墜落制止用器具の使用を含む墜落防止措置を講じることはルール化されていなかった。

(災害調査復命書、災害報告書添付の作業手順書)

オ 審査請求人は、本件略式命令に対して正式裁判の請求をしなかったの
で、本件略式命令は確定した。

(2) 安衛法21条2項は、事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所等に
係る危険を防止するため必要な措置を講ずることを義務付け、事業者が
講ずべき措置を具体的に定める安衛則533条は、事業者は、労働者に作
業中又は通行の際に転落することにより窒息等の危険を及ぼすおそれの
あるホッパー、ピット等があるときは、当該危険を防止するため、労働者
に要求性能墜落制止用器具を使用させる等転落による労働者の危険を防止
するための措置を講じない限り、必要な箇所に高さが75cm以上の丈夫な
さく等を設けることを義務付けている(以下、これらの措置を義務付ける
ことを「本件義務」という。)

安衛法によって事業者は課せられた本件義務は、労働災害防止のための
最低基準として定められた義務であり(安衛法3条1項)、事業者が本件
義務を全く履行しなかったことにより労働災害が発生したときは、当該事
業者には労働災害を生じさせた重大な過失があると認めるのが相当である。

これを本件についてみると、本件マンホールは、人が通過できる程度の
内径で、労働者が作業中又は通行の際に墜落するおそれがあり、本件マン
ホールから本件サイロに墜落すれば、労働者に窒息等の危険を及ぼすお
それがあるものであった。

そして、上記(1)ウ及びエの認定事実によれば、審査請求人は、本件
マンホールについて本件義務をいずれも履行していないから、審査請求人
に重大な過失があると認められる。

(3) 次に、審査請求人の主張について検討する。

ア 審査請求人は、本件マンホールの内径は44cmであり、身体の全体
が本件サイロ内に落下する危険性はかなり低いから、労働者の身体全体
の落下について予測性はそれほど高くなく、本件義務を履行しなかった
ことは審査請求人の「重大な過失」とまではいえない旨主張する。しか

し、人が通過できる程度の大きさがあるマンホールは、人が転落する可能性があると考えてしかるべきであり、本件マンホールについて、転落防止のために本件義務を全く履行しなかったことは、審査請求人の「重大な過失」に当たるといふべきである。

イ また、審査請求人は、本件義務を履行する具体的な手法として、丈夫な柵等を設置すること、転落防止ネット（網）を設置すること及び本件マンホールの蓋を開ける際には要求性能墜落制止用器具を使用するよう指導することを挙げた上で、それぞれの手法について、設置することにより通常の作業に支障を来すなど種々の理由からこれを行わなかったことに「重大な過失」はない旨主張する。しかし、本件義務は労働災害防止のための最低基準として定められた義務であり（上記（２））、審査請求人が本件義務を全く履行しなかったことは「重大な過失」に当たるといふべきである。現に、本件被災者が従事する業務の現場責任者であるGは、転落防止ネット（網）の設置、要求性能墜落制止用器具使用の指導を行っていれば、本件災害は防ぐことができた旨供述している（刑事事件記録中の供述調書（令和２年１月１２日））。

ウ 審査請求人は、本件災害の具体的な事故状況は判明していないため、①本件被災者が本件作業中に本件マンホールに転落した、②本件被災者が本件作業後に本件マンホールの蓋を閉めず、その後本件作業以外の作業中に本件マンホールに転落した、③本件被災者が本件マンホールに自ら入った、の三つの可能性が考えられ、そのうち後二者は、本件被災者にも一定の過失がある旨主張する。しかし、本件義務は労働災害防止のための最低基準として定められた義務である（上記（２））から、労働者に転落による窒息等の危険を及ぼすおそれのある本件マンホールが存在する以上、本件義務を全く履行しなかったこと自体が「重大な過失」に当たるといふべきである。

エ 審査請求人は、本件マンホールの蓋は、蓋を開けて行う作業が終了したら閉めることを作業者に遵守させていたと主張するが、仮にこれが転落防止のための措置であったとして、上記ウの審査請求人の主張する三つの想定を前提としてみても、それらの想定全てに対応するとはいえないから、審査請求人が本件義務を履行したとはいえない。また、審査請求人は、審査請求人の代表者による本件マンホールの蓋を開けて行う作業の開始時期に関する誤った供述が、処分庁が審査請求人の「重大な過

失」を認定する根拠となったと主張するが、これまで検討してきたとおり、当該供述を考慮に入れずとも審査請求人の「重大な過失」は認定できる。したがって、審査請求人のこれらの主張は採用することができない。

- (4) そうすると、本件災害は、労災保険法31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に該当するということができる。

そして、本件決定における徴収金の額（上記第1の2（5））は、本件被災者の父に支給された保険給付の額（上記第1の2（3））の100分の30に相当する額である。労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）44条は、徴収金の額は、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従い、所轄都道府県労働局長が定めるものとする旨規定し、局長通達では、徴収金の価額は保険給付の額に相当する額の100分の30に相当する額とすることとされており、本件決定の徴収金の額はこれに従ったものであるから、適正である。

したがって、本件決定に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件決定と同日付けで審査請求人に送付された、徴収金の納入告知書を送付する旨の文書には、その本文に遺族補償一時金等の「支給額の30%に相当する分」を負担する必要がある旨記載されているが、保険給付の種類ごとに徴収金の額等を記載した表中徴収金の額を記載する表頭には「徴収金の額（保険給付の額の40%）※円未満切り捨て」と記載されており、その割合に誤記がある（同表の徴収金の額は、保険給付の額の100分の30に相当する金額が記載されている）。処分庁は、今後、このような誤記をしないよう十分注意して、一連の徴収手続を行う必要がある。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹